

第4章 計画の期間と内容

1. 計画の期間

計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

この間の防災・災害対策のための施策・事業を、検討と見直しを図りながら体系的に位置付け、推進計画とします。

2. 計画の内容

この計画は、「鳴門市地域防災計画」に定める地震・津波対策を推進するための施策や事業を、体系的に位置づけるとともに、具体的な取組内容、重要度・緊急度・着手時期の3つの視点から優先順位を付け、実施予定の事業年度を表記するなど、地震・津波対策の迅速かつ確実な推進を図るものとします。

その具体的内容は、防災意識の醸成や高揚、地震・津波に対する備えをはじめ、災害情報等の収集や伝達、迅速で適切な避難、また、救助や救急医療、ライフライン等の確保や環境整備、生活支援などの取り組みを重点的に推進するものとします。

3. 計画の見直し

この計画は、前年度の取組内容の確認と評価を行った後に公表するとともに、その結果等を参考にしながら毎年ローリングによる見直しを行います。

また、防災・災害対策に関する重大な想定の見直しなど大幅な条件や制度変更等があった場合は、年度の途中であっても見直しを行うなど、臨機応変な対応を図ることにより効果的な防災・災害対策を推進します。